

# 食品産業における 食品リサイクルの現状

食品製造業から排出される廃棄物等は、量や性質が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料への再生利用が多い。

食品小売業や外食産業から排出される廃棄物は、衛生上飼料や肥料に不向きなものも多く、焼却・埋立等により処分される量が多い。

※四捨五入の関係で数字が一致しないことがあります。

令和2年度

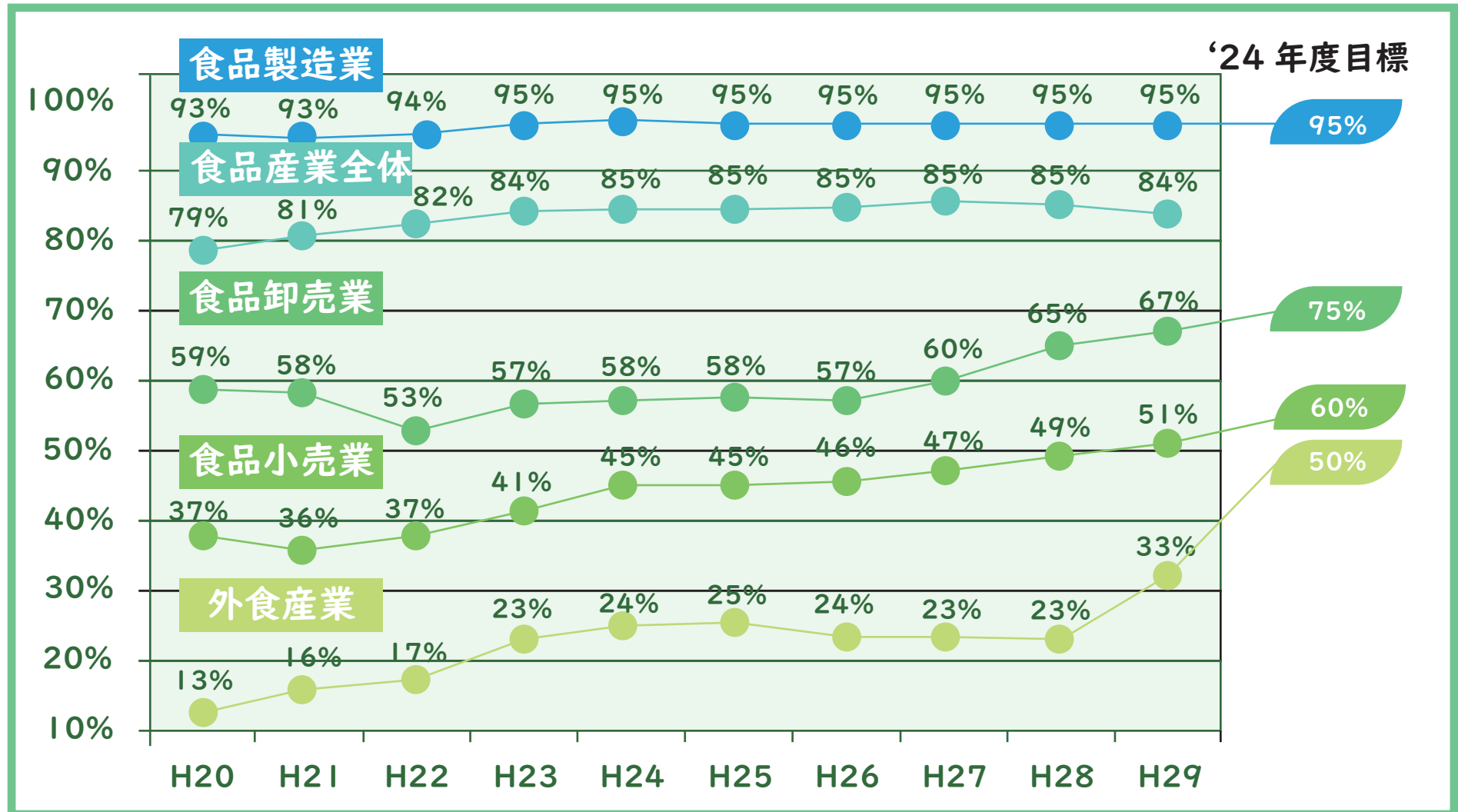
食品廃棄物等の年間発生量

(単位：万t)

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	食品産業計
計	1,339	23	111	151	1,624
再生利用	1,059	13	43	28	1,143
飼料	829	4	17	14	864
堆肥	150	7	12	7	177
メタン	41	0	3	1	46
油脂及び油脂製品	29	2	9	6	45
炭化して製造される燃料及び還元剤	5	0	1	0	6
きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	4	0	0	0	4
エタノール	0	0	0	0	0
熱回収	41	0	0	0	42
減量	174	1	0	1	176
再利用以外	31	2	0	0	33
焼却・埋立等	34	7	68	121	230
発生制御の実施料	237	3	42	26	308

(用途別支向先)

# 食品産業における再生利用等実施率推移



# 登録再利用事業者制度の概要

食品廃棄物等の再利用を行うリサイクル業者の育成を図るため

申請に基づき主務大臣がリサイクル事業者を登録。(食品リサイクル法第11条)

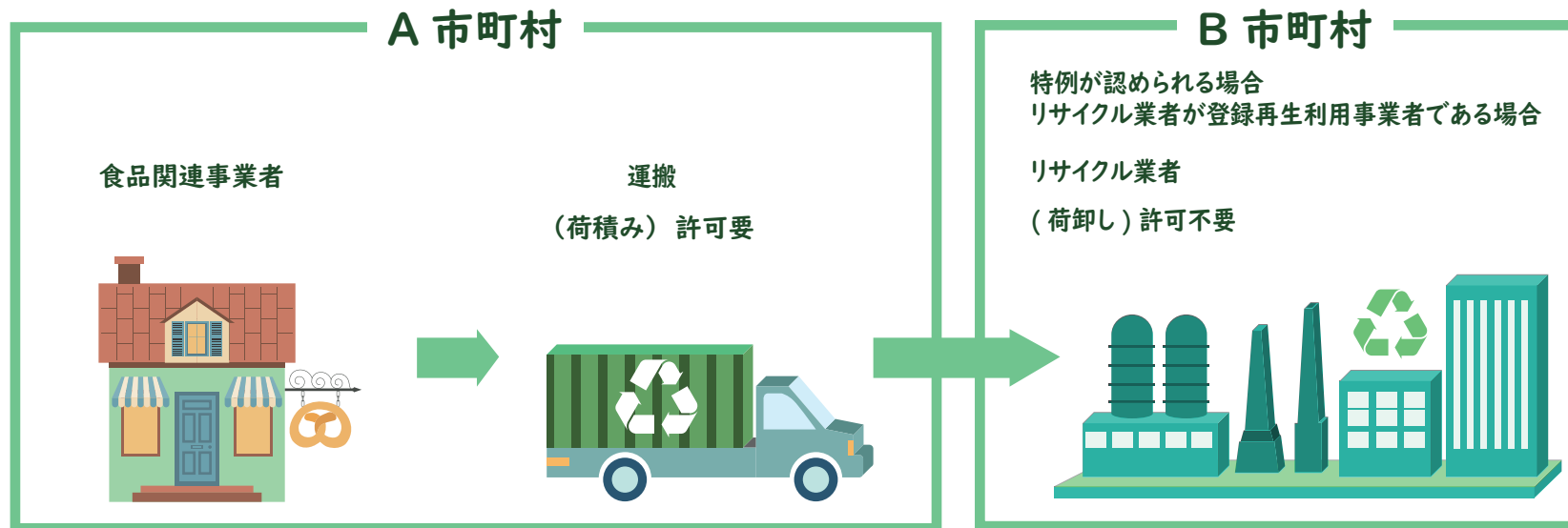
## Ⅰ 制度の特例

○廃棄物処理法の特例

- ①荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
- ②一般廃棄物処理分手数料の上限規制撤廃。

○肥料取締法・飼料安全の特例

- ・都道府県知事又は農林水産大臣へ届



2 登録事業場数：154 事業場（149 社）（令和4年3月末現在）

# 登録再生利用事業者による 再生利用事業の内訳

登録再生利用事業者の行う事業の内訳は、堆肥化が8割を占める。

(令和4年3月末現在)

再生利用事業の種別	件数
堆肥化事業	94
飼料化事業	48
油脂・油脂製品化事業	24
メタン化事業	13
炭化事業	2

注) 一つの事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数の計(181)と登録再生利用事業者の総数(154)とは一致しない。

# 食品リサイクルループの推進（再生利用事業計画認定制度）

食品関連事業者から発生する  
廃棄物から肥料・飼料を生産し、  
それを用いて生産した産物等を  
食品関連事業者が取り扱う、  
食品リサイクルループの形成を推奨。

食品関連事業者とリサイクル業者、  
農業者等の3者が連携して策定した  
食品リサイクルループの事業計画について  
主務大臣の認定を受けることに  
廃掃業者は廃棄物処理方法に  
基づく収集運搬業の許可  
（一般廃棄物に限る。）  
が不要となる特例を活用することが可能。

認定件数：51件うち飼料化20件、  
肥料化30件、飼料化・肥料化1件  
（令和4年3月末）

